

# 家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度 Q&A

## 1. 補助金の申請について

### Q: 補助金を受ける手続きはどうすればいいの？

A: 機器購入後 90 日以内に以下の所定の書類と添付書類を揃えて廃棄物対策課に申請をしてください。

#### 【所定の書類】

- ①岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付申請書(様式第1号)
- ②納税状況確認及び住民基本台帳記載事項確認同意書(様式第2号)
- ③岸和田市家庭用生ごみ処理機器設置報告書(様式第3号)
- ④岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付請求書(様式第6号)  
(ホームページからダウンロードできます。)

#### 【添付書類】

- 機器購入した際の申請者名が記載している領収書・販売証明書など(写し可)
- 購入機器設置状況写真
- 補助金が振込まれる申請者名義の金融機関の通帳(写し)

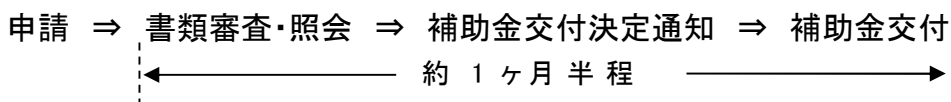
### Q: 申請台数の制限はありますか？

A: 1世帯1台です。ただし、2台で1つの処理作業容器(EMバケツなど)については、2台までとします。  
なお、申請は先着順となりますので購入する前に廃棄物対策課へ確認してください。

### Q: 申請すればすぐに補助金の交付はされますか？

A: いいえ、すぐには交付されません。申請してから補助金交付まで1カ月半ほど必要です。

#### 【参考】



### Q: 補助金の額はいくらですか？

A: 電源を必要とする「電動式生ごみ処理機」 ※1,000円未満切捨て

本体購入価格(消費税及び地方消費税含む)の1/2の額 ※補助上限額2万円

例: 本体購入価格 60,000円の場合  $60,000 \times 1/2 = 30,000 \Rightarrow 20,000$  円(補助金額)

本体購入価格 39,000円の場合  $39,000 \times 1/2 = 19,500 \Rightarrow 19,000$  円(補助金額)

A: 電源を必要としない「生ごみ処理器」(コンポスト・EMバケツなど) ※100円未満切捨て

本体購入価格の(消費税及び地方消費税含む)の1/2の額 ※補助上限額3千円

例: 本体購入価格 7,000円の場合  $7,000 \times 1/2 = 3,500 \Rightarrow 3,000$  円(補助金額)

本体購入価格 4,500円の場合  $4,500 \times 1/2 = 2,250 \Rightarrow 2,200$  円(補助金額)

なお、機器本体購入価格(消費税及び地方消費税含む)が2,000円未満のものは対象外です。

### Q: 通信販売・インターネット販売などでごみ処理機器を購入する場合、申請はできますか？

A: はい、通販・ネット販売でも申請はできます。ただし、機器本体購入価格が明らかになる書類の発行

が可能な、事前に購入先へ確認してから購入してください。

【通販・ネット販売等の購入で提出いただく添付書類は①、②いずれかの書類及び③の書類】

- ①購入先が発行する領収書又は販売証明書・(写し可)
  - ②郵便局・金融機関・コンビニなど振込の領収書又は代引き領収書(写し可)
  - ③購入先が送信するメールの注文確定書・商品発送通知等又は支払明細書(納品書含む)
- なお、③については購入先・購入者名(申請者)・住所・機器名称の記載あるもの

**Q: ごみ処理機器購入にかかる送料・手数料は補助の対象になりますか？**

A: いいえ補助の対象にはなりません。購入機器本体に対して附帯する工事費等・送料・手数料など機器本体以外にかかる費用は補助の算定から除外しますので、機器本体価格、送料、手数料などがわかる明細書等の添付が必要です。

**Q: 生ごみ処理機を購入する際にポイントなどを使用した場合補助金の額はどうなりますか？**

A: 本体購入価格からポイント分を差し引いた実質支払額で補助金の決定を行います。

【例1】 機器本体価格 45,000 円で 1500 円分のポイントを利用した場合(1P=1円とした場合)

ポイント 1,500 円分 — 送料 1,000 円 — 手数料 500 円 = ポイント残 0 P

実質支払額 45,000 円

実質支払額が機器本体購入価格 45,000 円  
その 1/2 の額を補助  
補助金 20,000 円

【例2】 機器本体価格 45,000 円で 12,000 円分のポイントを利用した場合(1P=1円とした場合)

ポイント 12,000 円分 — 送料 1,000 円 — 手数料 500 円 = ポイント残 10,500 P

本体価格 45,000 円 — ポイント残 10,500 P = 実質支払額 34,500 円

実質支払額が機器本体購入価格 34,500 円  
その 1/2 の額を補助  
補助金 17,000 円

※ポイント使用により実質支払額(本体購入価格)が 2,000 円未満の場合補助の対象になりません。

**Q: 福袋など同様の販売方法で生ごみ処理機器とその他の商品がセット(だきあわせ)で販売されているものをご購入する場合、補助金の申請はできますか？**

A: その場合、生ごみ処理機器の本体価格が明らかとなる明細書等があれば申請は可能ですが、セット販売価格の領収書のみでは申請できません。事前に購入先にご確認ください。

**Q: 友人から生ごみ処理機を購入したのですが補助金の申請はできますか？**

A: 個人取引した転売品、中古品については対象外となります。

**Q: 世帯主以外でも申請はできますか？**

A: 同一世帯であれば可能です。ただし、提出いただく所定書類・添付書類は申請される同一の方となります。

**Q: 以前に生ごみ処理機器購入補助金を受けていますが、再申請はできますか？**

A: 補助金の交付決定日より5年を経過していれば申請は可能です。

**Q: 領収書を無くしたのですが申請はできますか？**

A: 購入先に領収書の再発行又は販売証明書などを発行していただければ申請は可能です。

**Q: 電動式生ごみ処理機はどのような種類がありますか？**

A: 「乾燥式」と「バイオ式」があります。乾燥式はヒーターなどの熱源を利用し水分を蒸発させて乾燥処理し約 1/7 に減容します。バイオ式は基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進し約 1/10 に減容します。ただし定期的にチップなどの交換が必要です。

## 2. 補助金交付後について

**Q: 市外に転出する場合、交付された補助金は返還が必要ですか？**

A: ただちに転出することが明らかで、その事実を隠し申請されたものについては、交付申請の不受理または交付決定の取り消し、あるいは補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

**Q: 処理機を使用しなくなったので他人に譲ることはできますか。**

A: 補助金の交付決定を受けた者自らが補助対象機器を継続的に使用することと定めています。

**Q: できた堆肥を肥料として友人、知人に譲ることはできますか？**

A: 友人、知人などに無償により譲渡することは禁止していませんが、肥料として使用した際のトラブルなど第三者に与えた損害については自己の責任で行ってください。

**Q: 市の調査への協力はどの程度ですか？**

A: アンケートなどの実施にご協力いただきます。申請者の方に廃棄物対策課より通知させていただきます。